



大阪府救急告示医療機関認定マニュアル

大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課
救急・災害医療グループ

<令和7年度版>

目次

第1. 救急告示医療機関の認定に係る手続き（新規・更新）

1. 更新対象医療機関について	1
2. 提出書類等について	2
3. 認定スケジュール	2
4. 現行の認定基準	3
5. 認定手続きの流れ	5
6. 提出先	6
7. 認定に関する必要書類の作成方法	7

第2. 救急業務協力体制の変更等に係る手続き

1. 救急業務協力体制等を変更する場合	10
2. 救急患者の搬入経路等を変更する場合	12
3. 救急患者の受入れを一時的に停止する場合	12
4. 救急業務の協力を辞退する場合	12

第3. 参考資料

・救急告示医療機関における児童虐待早期発見のための体制整備について	13
・本マニュアル及び様式データ・救急告示番号等について	14
・大阪府救急・災害医療情報システム用端末機及び回線の新規設置・撤去・移設に係る費用負担並びに手続きの流れ	17
・救急告示医療機関の認定に関する関係法令	18
・大阪府からのお知らせ	20

別添様式

■救急告示医療機関の認定に係る手続き（新規・更新）

- 申出書類チェックシート
- 救急業務協力申出書
- 児童虐待早期発見のための体制整備確認書

■救急業務協力体制の変更等に係る手続き

- 救急業務協力体制等変更届
- 救急患者搬入経路等変更届
- 開設者変更に係る継続認定依頼書
- 救急患者受入一時停止届
- 救急業務協力辞退

※各様式は、すべて A4 サイズでご提出ください。

（下記 URL よりダウンロードできます。）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>

<問い合わせ先>

大阪府健康医療部保健医療室 医療・感染症対策課 救急・災害医療グループ

電話 06-6944-9168

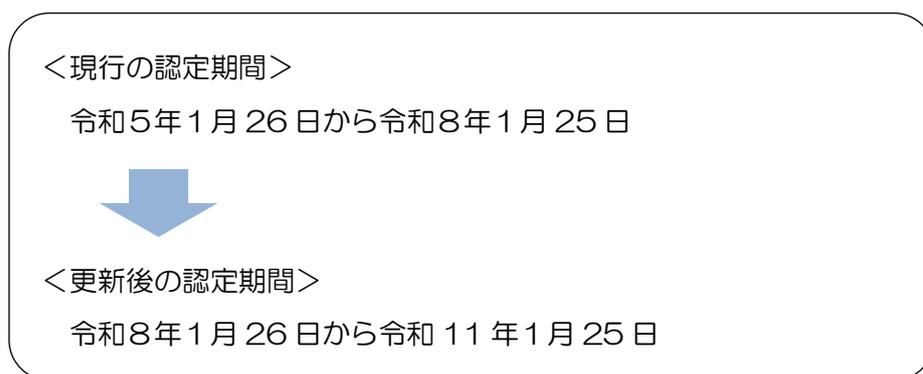
FAX 06-6944-6691

メール iryotaisaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

第1. 救急告示医療機関の認定に係る手続き（新規・更新）

1. 更新対象医療機関について

- 今年度に認定の有効期限を迎え、更新の手続きが必要となる医療機関は、令和3年度に認定を受けた医療機関です。認定期間は以下のとおりとなっています。



※令和4年度に認定を受けた医療機関の参照方法は、P.15に記載しています。

<認定年月日・告示年月日・告示番号等について（参考）>

- 大阪府医療・感染症対策課では、直近の認定年月日・告示年月日・告示番号のみを管理しているため、医療機関が受けた最初の認定日等、過去の情報についてはお答えすることができません。
- また、告示番号については、年度ごとに、大阪府公報において、複数の医療機関を一つの告示番号で一括に告示しており、同一認定年度の医療機関ごとには個別の告示番号はありませんので、ご注意ください。

2. 提出書類等について

(1) 提出書類

- 下記**3点の書類**を提出してください。

(電子媒体で提出する場合は各1部、紙媒体で提出する場合は各2部)

- 救急業務協力申出書(新規・更新)
- 施設周辺見取図及び施設平面図(様式なし)
- 児童虐待早期発見のための体制整備確認書及び添付資料

【注1】大阪府の規定等により府に提出される申請書等の各種書類への押印が見直され、本マニュアルに基づく書類についても、押印を不要とし、記名のみで可としています。

※「記名」:氏名を記載すること(機器による印字や、自署、他者による代筆等も含む)

【注2】「救急業務協力申出書(新規・更新)」については、救命救急センター用又は小児救命救急センター用のいずれかを選択してください。

(2) 提出先

- 所管保健所等(P.6)

(3) 提出期限

- **令和7年7月31日(木) 必着**

3. 認定スケジュール

項目	流れ	日程
医療機関の申出書類提出期限	医療機関→所管保健所等	7月31日(木)
保健所の書類進達期限	所管保健所等→大阪府医療・感染症対策課	8月29日(金)
(各地域の保健医療協議会での承認) ^{※1}	(担当保健所等→大阪府医療・感染症対策課)	(10月17日(金))
大阪府救急医療対策審議会(救急病院等の告示に関する部会)での審議	大阪府医療・感染症対策課	11月~12月
(認定手続き)	(大阪府医療・感染症対策課)	(12月~1月)
認定日・告示日 ^{※2}	大阪府医療・感染症対策課	1月26日(月)

※1 該当する医療圏のみ必要な手続きとなります。

※2 告示日(大阪府公報への登載)は認定期間の始期となる1月26日(月)を予定しています。

4. 現行の認定基準

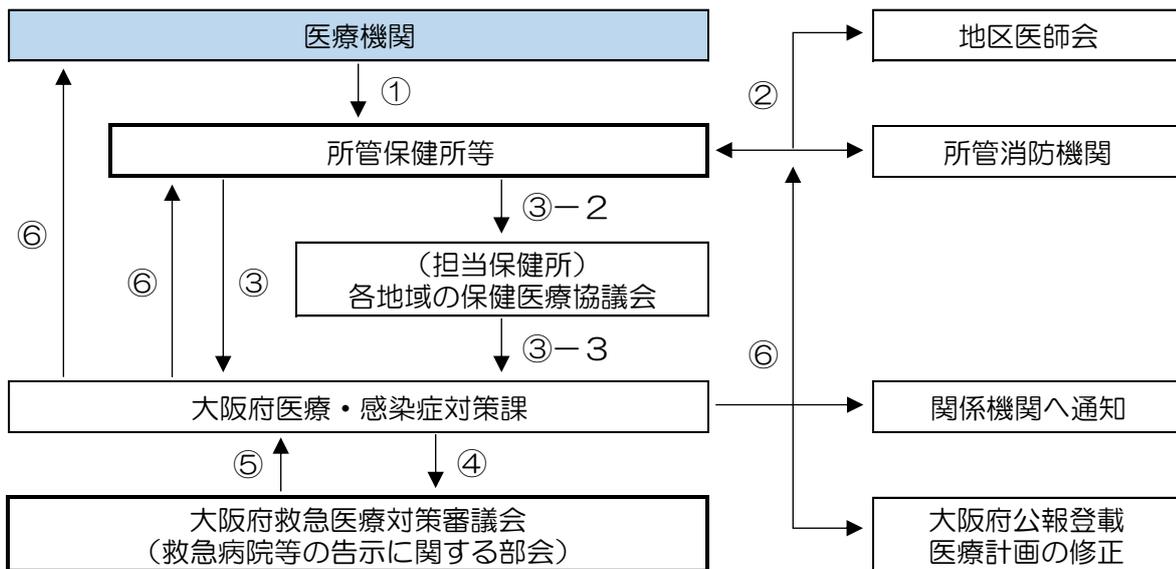
(1) 救命救急センター

項目	認定基準
運 営	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤（重症で緊急度の高い）な救急患者に対する高度な診療機能を有すること
人 員	<p>三年以上の救急医療の臨床経験を有し、専門的な救急医療に精通している医師が常時診療に従事していること</p> <p>院内の循環器、脳神経等を専門とする医師との連携があること</p> <p>夜間・休日の診療について、交代して勤務ができる体制を導入していること</p>
設 備	<p>高度な救命救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること</p> <p>重篤な救急患者のために優先的に入院できる病床を有すること</p> <p>救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を適当数有すること</p>
連 携	<p>初期救急医療担当医療機関や入院機能を有する救急医療機関、消防機関との連携体制を構築していること</p> <p>メディカルコントロール協議会に積極的に参画すること</p> <p>災害時等は関係機関と連携し、優先してその対応に当たること</p>
研 修	<p>臨床研修医を年間4人以上受け入れていること</p> <p>救急隊員（救急救命士を含む）の臨床での研修を年間120人日以上受け入れていること</p>
搬 送	重篤救急患者の搬送依頼を全て受諾すること
治 療	重篤救急患者を年間365名以上受け入れる能力とそれに見合う実績を有すること
充実段階	毎年、厚生労働省が実施する「救命救急センターの現況調」において充実段階がSまたはAであること

(2) 小児救命救急センター

項目	認定基準
受 入	<p>24 時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供すること</p> <p>小児救急医療の「最後の砦」として、搬送先医療機関の選定に難渋する小児救急患者、特に乳幼児の救急患者の受入に努めること</p>
人 員	<p>小児集中治療室に、常時、専従の医師及び研修医を確保すること</p> <p>なお、専従の医師については、日本集中治療学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学会が認定した小児科専門医、日本救急医学会が認定した救急科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと</p>
	<p>小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上（必要時には患者1.5名に1名以上）の割合で確保すること</p>
	<p>診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保すること</p>
入 院 数	<p>小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であること</p>
救急搬送受入	<p>救急搬送を相当数（本院を含む）受け入れること</p>
施 設	<p>専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有すること</p>
	<p>必要な専用の診察室（救急蘇生室）を有すること</p> <p>なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくこと</p>
	<p>診療に必要な施設は耐震構造であること</p>
設 備	<p>必要な医療機器を備えること</p>

5. 認定手続きの流れ



①更新（新規申出）を希望する医療機関は、必要書類を所管保健所等に提出。

②所管保健所等から、地区医師会及び所管消防機関に対して、意見書の作成を依頼し、その結果を取りまとめる。また、所管保健所等としての意見書も作成。

③所管保健所等から大阪府医療・感染症対策課に書類を提出。

（③-2 及び③-3 は該当する圏域のみ必要な手続き）

③-2 所管保健所等から、各地域の保健医療協議会担当保健所へ医療機関からの更新（新規）の申出を報告。

③-3 各地域の保健医療協議会担当保健所は、医療圏内の各保健所への申出を取りまとめ、保健医療協議会において医療圏内の救急医療体制について検討・承認等を行い、結果を大阪府医療・感染症対策課に報告。

④大阪府医療・感染症対策課から大阪府救急医療対策審議会（救急病院等の告示に関する部会）へ救急認定についての諮問。

⑤大阪府救急医療対策審議会（救急病院等の告示に関する部会）において認定の可否を審議し答申。

⑥大阪府医療・感染症対策課は、審議会答申を踏まえて認定し、大阪府公報に登載して告示するとともに、各関係機関（医療機関、保健所、市町村、消防機関及び医師会等）にもその旨を通知し、大阪府ホームページの「大阪府医療計画」へ反映（医療計画への記載は次回の変更の際に一括して行う。）。

6. 提出先

提出先：所管保健所等	医療機関所在地
池田保健所	池田市・箕面市・豊能町・能勢町
茨木保健所	茨木市・摂津市・島本町
守口保健所	守口市・門真市
四條畷保健所	四條畷市・交野市・大東市
藤井寺保健所	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市
富田林保健所	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村
和泉保健所	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町
岸和田保健所	岸和田市・貝塚市
泉佐野保健所	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町
各区保健福祉センター (大阪市保健所では受け付けません。)	大阪市
堺市保健所 ※	堺市
東大阪市保健所 ※	東大阪市
八尾市保健所 ※	八尾市
高槻市保健所 ※	高槻市
豊中市保健所 ※	豊中市
枚方市保健所 ※	枚方市
寝屋川市保健所 ※	寝屋川市
吹田市保健所 ※	吹田市

※保健センターでは受け付けません。

7. 認定に関する必要書類の作成方法

様式をダウンロードし、次の**3点セット**でご提出ください。

【電子媒体で提出の場合】

各 1 部ご提出ください。

【紙媒体で提出の場合】

正本 1 部、副本 1 部（正本のコピー可）の**計 2 部**（書類はすべて A4 サイズ）をご提出ください。

- (1) 救急業務協力申出書（新規・更新）
- (2) 施設周辺見取図及び施設平面図（様式なし）
- (3) 児童虐待早期発見のための体制整備確認書及び添付資料

<様式のダウンロード先>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qa/kyukyukokuzi.html>

※書類の不足や記載内容を**申出書類チェックシート**で確認してください。

(1) 救急業務協力申出書（新規・更新）

①開設者住所・開設者氏名について

- ・開設者が法人の場合は、医療機関の所在地・院長名ではなく、法人の主たる事務所所在地と法人の名称及び代表者職・氏名を記載してください。

※法人代表者から院長に申請に係る権限が委譲されている場合は、委任状等の根拠資料を提出してください。

②「(新規・更新)」について

- ・様式名後部の「(新規・更新)」は、該当する方を○で囲んでください。

③「1. 医療機関の概要」について

- ・医療機関名は定款等に記載されている正式名（医療法上の届出名称）と略称の両方を記載してください。
- ・標榜診療科目は、現在診療されている標榜診療科目を全て記載してください。
- ・近畿厚生局医療機関コードは下記のとおり確認の上、記載してください。

<近畿厚生局発行の医療機関コードについて>

- ・医療機関ごとに発行された番号で、10桁のうちの下7桁は【郡市区番号（2桁）＋医療機関等番号（4桁）＋検証番号（1桁）】となります。
- ・医療機関コードは、近畿厚生局のホームページから確認することができます。
「保険医療機関・保険薬局の指定一覧（全体）（コード内容別医療機関一覧表）」
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/tyousa/shinkishitei.html>
- ・一覧表に記載の医療機関番号「〇〇-〇〇〇〇〇」を確認してください。

④「2. 人員体制」について

- ・確認事項の該当する方を○で囲んでください。
- ・救命救急センター（小児救命救急センター）部門の常勤医師全員を記入してください。

⑤「3. 施設・設備」について

- ・併設型の救命救急センター（小児救命救急センター）の場合、救命救急センター（小児救命救急センター）部門の専用施設について記載してください。
- ・責任者の「資格等」欄は、日本救急医学会指導医等の資格名及び番号を記載してください。
- ・単独型の救命救急センター（小児救命救急センター）は、「病床」欄を記載しなくても結構です。
- ・「その他特殊な診療機能を有する病床」欄は、熱傷専門等を指します。

⑥「4. 救急医療情報システム」について

- ・救急医療情報システム※に参画し、本府が示すマニュアルに基づき、システム入力をできることが認定要件です。
※「大阪府救急・災害医療情報システム」及び「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（以下「ORION システム」といいます。）」を指します。
- ・新規で申出を行う医療機関や、更新に伴い体制を変更する医療機関については、認定後の運用予定を記載し、「運用体制」欄は「認定後に運用予定」を選択してください。
- ・端末機の設置に伴う調整を行いますので、参考資料「大阪府救急・災害医療情報システム用端末機及び回線の新規設置・撤去・移設に係る費用負担並びに手続きの流れ」（P.17）をご確認ください。

⑦「5. 救急患者搬入経路」について

- ・付近道路の幅員が 4m 以上あること、救急車が施設に達するまでの通行に支障がないこと、救急患者搬入口に救急車が接着可能であることが認定要件です。
- ・施設周辺見取図及び施設平面図を作成し、添付してください（下記（2）を参照）。

⑧「6. 連携及び研修体制」について（救命救急センターのみ）

- ・確認事項の該当する方を○で囲んでください。

⑨「7. 充実段階」について（救命救急センターのみ）

- ・過去3年分の充実段階を記載してください。
- ・充実段階の詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。

(2) 施設周辺見取図及び施設平面図（様式なし）

- ・施設周辺見取図と施設平面図*をそれぞれ別様（A4）で作成し、周辺見取図については主要道路からの搬入経路を、平面図については搬入口から手術室への搬入経路をそれぞれ朱線で表示してください。

※施設内の搬入経路が複数階を通行する場合、通行する各階の平面図を作成してください。搬入経路として通行しない階の平面図は不要です。

(3) 児童虐待早期発見のための体制整備確認書及び添付書類

- ・Aについては、平日時間内、平日時間外、土・日・祝等の全ての時間帯における外部との連絡窓口の設置にご協力をお願いします。すみやかに連絡できるよう、窓口担当者情報の項目を全て記載してください。
- ・Bについては、項目ごとに以下の書類の添付（A4）が必要です。

項目	必要書類（A4）
B-1 児童虐待に関する委員会の設置	設置要綱・委員名簿・組織体制図の3点の写し
B-2 児童虐待対応マニュアルの作成	児童虐待対応マニュアルの写し（以下3点が含まれていること） ・チェックリスト又はアセスメントシート ・児童相談所の連絡先一覧 ・時間帯別の児童虐待対応のフローチャート

- ・添付書類の作成にあたっては、以下の点にご注意ください。

なお、書類の作成等、児童虐待早期発見のための体制整備にあたってご不明な点があれば、P.13を参照してください。

B-1<児童虐待に関する委員会>

・設置要綱	3点が具体的かつ適切であること ※1 チームとして対応する院内の組織構成を示してください。（イメージ図は、「(改訂版)医療機関における子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」P.37-38 および「医療機関用対応シート」P.6に掲載しています。
・委員名簿	
・組織体制図* ¹	

B-2<児童虐待対応マニュアル>

・チェックリスト又はアセスメントシート* ²	3点が具体的かつ適切であること ※2 児童虐待の有無を判断することが可能な内容であるものとします。 ※3 移転に伴う名称・所在地・電話番号の変更に留意ください。 ※4 時間帯を平日時間内、平日時間外、土・日・祝日等の3つに分け、全ての時間帯のフローが確認可能なものとします。
・児童相談所の連絡先一覧* ³	
・時間帯別の児童虐待対応のフローチャート* ⁴	

第2. 救急業務協力体制の変更等に係る手続き

- ・救急告示医療機関は、協力体制の変更等が生じる場合、変更内容が確定した時点で、必要書類の提出をお願いします。
- ・医療・感染症対策課では、変更内容を確認の上、救急搬送が円滑に行われるよう、府内の消防機関・保健所等の関係機関に周知を行います。

必要な様式をダウンロードし、正本1部をご提出ください。

※各様式は、すべてA4サイズでご提出ください。

- ・救急業務協力体制等変更届
- ・救急患者搬入経路等変更届
- ・開設者変更に係る継続認定依頼書
- ・救急患者受入一時停止届
- ・救急業務協力辞退届

<様式のダウンロード先>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qa/kyukyukokuzi.html>

1. 救急業務協力体制等を変更する場合

- ・救急告示医療機関として認定後、救急業務協力申出の内容に変更が生じる場合、救急業務協力体制等変更届を提出していただきます。

※変更内容によっては添付書類が必要となりますので、注意事項をご確認ください。

変更内容	注意事項
医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> ・移転、建替え等の場合は、<u>救急患者搬入経路等変更届</u>の添付が必要。 ・移転、建替え等に伴い、救急搬送の受入を一時停止する場合は、<u>救急患者受入一時停止届</u>の提出が必要。 ※事業譲渡等により開設者が変更される場合は、新規認定を行うこととなります。
開設者	
管理者	
所在地	
近畿厚生局 医療機関コード	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更等により、近畿厚生局医療機関コードが変更になった場合は、当項目に変更内容を記載。 ※事業譲渡等による開設者変更により、医療機関コードが変更になった場合は、新規認定を行うこととなります。
その他（電話番号・病床数等）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容により参考書類の添付が必要。

■開設者変更について

- 救急告示医療機関の開設者が変更される場合は、医療機関の廃止・新規開設扱いとなるため、一旦、救急業務協力辞退届を提出いただくとともに、新規で救急業務の協力申出をいただいた後、大阪府救急医療対策審議会に諮った上で、新規認定を行うこととなります。
- しかし、新規認定を行うまでには相当の期間が必要となることから、以下の項目を全て満たす場合に限り、特例として、認定を継続します。

※上記の場合においても、開設者等の変更内容については、救急業務協力体制等変更届を提出していただきます。

- 変更後の開設者から、開設者変更に係る継続認定依頼書の提出があること
- 救急業務協力体制は従前どおり変更がないこと
- 救急患者を一定数受け入れていること
- 地区医師会から継続の必要性が認められていること
- 所管消防機関から継続の必要性が認められていること
- 所管保健所から継続の必要性が認められていること

<手続きの流れ>



- ①医療機関から所管保健所に対し、開設者変更に係る継続認定依頼書及び救急業務協力体制等変更届を提出
- ②上記①の書類の提出を受けた所管保健所は、関係機関（地区医師会・所管消防機関）に意見照会
- ③関係機関の意見を踏まえ、所管保健所の意見を付した書類を大阪府医療・感染症対策課に提出
- ④大阪府医療・感染症対策課において審査の上、継続認定の可否を所管保健所に回答するとともに、医療機関に通知

2. 救急患者の搬入経路等を変更する場合

- 救急患者の搬入経路や救急搬入口の施設構造等に変更が生じる場合は、**救急患者搬入経路等変更届**を提出してください。提出の際は、**施設周辺見取図**及び**施設平面図**の添付が必要です。
※施設周辺見取図及び施設平面図の作成については、P.9を参照してください。

3. 救急患者の受入れを一時的に停止する場合

- 認定後、院内工事等の理由により救急患者の受入れを一定期間一時的に停止する場合には、消防機関等へ周知する必要がありますので、**救急患者受入一時停止届**を事前に必ず**大阪府救急医療情報センター事務局**へ提出してください。
- 提出時点で停止期間の終期が未定の場合は、「未定」と記載したうえで提出し、**確定した時点で再度提出**してください。

＜救急患者受入一時停止届の提出先＞

大阪府救急医療情報センター事務局

電 話 06-6344-9893 FAX 06-6455-3742

4. 救急業務の協力を辞退する場合

- 救急業務の協力を辞退する場合には、**救急業務協力辞退届**を提出してください。
※提出の前に、所管保健所・消防機関等にご相談ください。

第3. 参考資料

救急告示医療機関における 児童虐待早期発見のための体制整備について

「児童虐待に組織として対応するための院内体制の整備」を、平成30年度の新規・更新から、救急告示医療機関の認定基準（二次）に追加しています。

※三次救急告示医療機関についても、同様の体制整備のご協力をお願いします。

1. 院内体制整備の必要性

- すべての医療機関で児童虐待への対応は必要ですが、なかでも救急告示医療機関は、小児外傷患者の受入れなど、虐待を発見する機会が多い医療機関です。
- このため、児童虐待に関して一般の医療機関よりも充実した体制を整えていただきたいという理由から、大阪府救急医療対策審議会への諮問・答申を経て、平成30年度に認定基準の改定を行いました。
- 具体的な内容は、主治医等の個人負担を軽減し、より適切に虐待に対応するために、組織として判断・対応するための院内体制の整備となっています。

2. 院内体制整備の内容

■児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置

■児童虐待に関する委員会の設置または児童虐待対応マニュアルの作成※

※小児科・産婦人科・整形外科・外科・脳神経外科等、虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い診療科目の協力を申し出る医療機関では、児童虐待に関する委員会を設置するとともに、マニュアルも整備することが望ましい。

詳しくは、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループのホームページをご参照ください。

【医療機関における児童虐待防止体制整備について】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/kenkozukuri/boshi/jidouguyakutaibousint.html>

<児童虐待に係る院内体制整備についてのお問い合わせ先>

大阪府健康医療部保健医療室 地域保健課 母子グループ

電話 06-6941-0351（内線：2591）

FAX 06-4792-1722

メール chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

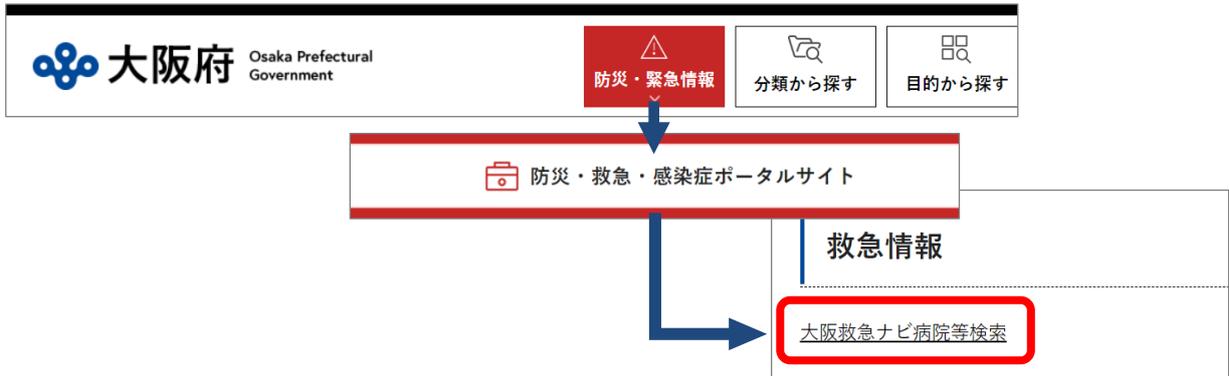
本マニュアル及び様式データ・救急告示番号等について

1. 本マニュアル及び様式データについて

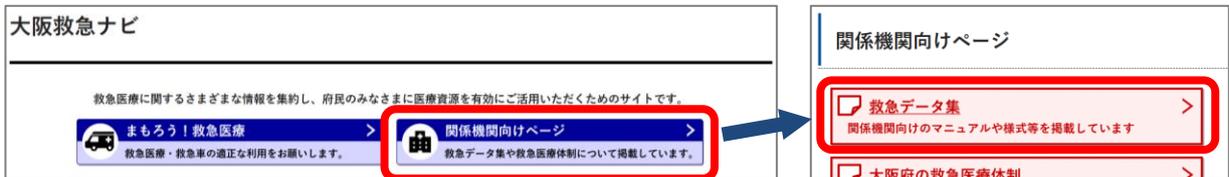
大阪府医療・感染症対策課「救急データ集」からダウンロードすることができます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/osaka-qq-navi_10.html

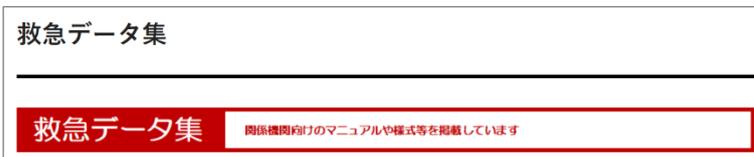
- ①大阪府ホームページのトップページから「防災・緊急情報」→「防災・救急・感染症ポータルサイト」をクリックし、「大阪救急ナビ病院等検索」→「関係機関向けページはこちら」→「救急データ集」を順にクリック



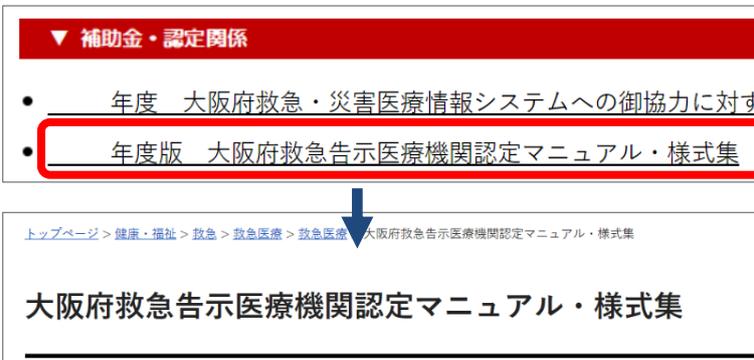
- ②「医療機関向けページ」→「救急データ集」をクリック



- ③「救急データ集」のページで下にスクロール



- ④「〇〇年度版 大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」を参照



※直接アクセス可能な URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>

2. 告示番号・告示年月日等について

告示番号・告示年月日等は大阪府のホームページで確認できます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040010/houbun/koho/index.html>

年度	告示番号	告示年月日	認定年月日	認定の有効期限
R4	大阪府告示第 79 号	R5.1.26	R5.1.26	R8.1.25
R5	大阪府告示第 1449 号	R5.12.7	R5.12.7	R8.12.6
R6	大阪府告示第 1661 号	R6.12.16	R6.12.16	R9.12.15

<確認方法>

- ①大阪府ホームページや検索サイトから「大阪府公報について」のキーワードで検索
- ②検索結果から「大阪府／大阪府公報について」をクリック
- ③「過去の公報を閲覧する」をクリック

■ 過去の公報

「大阪府公文書館 所蔵資料検索システム」画面で操作していただきます。
 はじめてご利用になる方は、大阪府公文書館の「[検索方法について](#)」(外部サイトへリンク)のウェブページをまずお読みください。

「過去の公報を閲覧する(大阪府公文書館所蔵資料検索)」のリンクをクリックして、大阪府公文書館トップページ(外部サイト)を開きます。

明治21年(1888年)1月から前々月までの間に発行された大阪府公報を検索して閲覧していただけます。
 更新は不定期に行っていますので、ご了承ください。

過去の公報を閲覧する(大阪府公文書館所蔵資料検索)(外部サイトへリンク)

- ④「より詳細な検索条件を指定する場合はこちら」をクリックして開き、「救急病院の認定」または「救急病院又は救急診療所の認定」と入力→「行政資料」をチェック→「検索を実行」

お知らせ

令和6年度上期企画展示
「所蔵資料にたどる大正時代の大阪～近代的な建築をめぐる～」

大阪府公文書館では、企画展示「所蔵資料にたどる大正時代の大阪～近代的な建築をめぐる～」を開催いたします。
 大正時代の大阪は、新世界や千日前、道頓堀などの繁華街が活気に溢れ、現在の大阪府庁本館をはじめ、旧大阪市役

所蔵された資料を探す、見る

■当館が所蔵する公文書等の目録情報を検索し、ご覧いただけます。

●より詳細な検索条件を指定する場合はこちら(所蔵資料検索画面へ)

●国立公文書館の補断検索システムはこちら

検索条件(簡易) 隠す

キーワード(3つまで指定可能です。)

作成年月日 年 月 日 から 年 月 日

作成室課/発行者

検索対象 公文書 古文書 行政資料

検索条件(詳細) 表示

⑤閲覧する件名をクリックして開き、「デジタルファイル」をクリック

18	簿冊	D0-2015-239 0000401407	大阪府公報 平成27年12月16日 第4492号	大阪府 2015年12月16日
	件名	D0-2015-239 0000401410	救急病院の認定(告示第1734号)(PDF)	保健医療室医療対策課 2015年12月16日
19	簿冊	D0-2017-16 0000408590	大阪府公報 平成29年1月26日 第4758号	大阪府 2017年01月26日
	件名	D0-2017-16 0000408591	救急病院の認定(告示第89号)(PDF)	保健医療室医療対策課 2017年01月26日
20	簿冊	D0-2017-234 0000414475	大阪府公報 平成27年12月7日 第4972号	大阪府 2017年12月07日
	件名	D0-2017-234 0000414478	救急病院の認定(告示第1694号)(PDF)	保健医療室医療対策課 2017年12月07日


大阪府 公文書館

[一閲覧予約](#)
[予約一覧参照](#)
[●閲覧予約に関する詳細はこちら](#)

[件名詳細]

請求記号	D0-2017-16
簿冊登録番号	0000408590
簿冊標題	大阪府公報 平成29年1月26日 第4758号
件名登録番号	0000408591
件名標題	救急病院の認定(告示第89号)(PDF)
作成室課/発行者	保健医療室医療対策課
作成年月日	2017(平成29)年01月26日
資料注記	
デジタルファイル	● 003-0001-01 救急病院の認定(告示)(003-0001-01 救急病院の認定(告示).pdf)

⑥告示の内容を確認

大阪府告示第89号 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。 平成29年1月26日			
大阪府知事 松井 一郎			
名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
さわ病院	豊中市城山町一丁目9番1号	平29. 1. 26	平32. 1. 25
市立豊中病院	同 柴原町四丁目14番1号	同	同
大阪脳神経外科病院	同 庄内宝町二丁目6番23号	同	同

大阪府救急・災害医療情報システム用端末機及び回線の 新規設置・撤去・移設に係る費用負担並びに手続きの流れ

「端末機及び回線の新規設置・撤去・移設に係る費用負担並びに手続き」については、従前から次のとおりとさせていただいております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 費用負担について

区分	負担者
新規設置（新規告示認定時） 撤去（告示辞退時）	大阪府
移設（建替え・レイアウト変更等）	各医療機関

2. 手続きについて

■新規設置の場合

- ①大阪府から認定通知を郵送
- ②システム用ログインIDとパスワード及び操作説明書を受領
(大阪府救急医療情報センター事務局より送付)
- ③回線及び端末設置に関する日程調整等の連絡（NTT データ関西より連絡があります）
- ④回線及び端末設置工事

■撤去の場合

- ①大阪府（所管保健所）へ救急業務協力辞退届を提出
- ②回線及び端末撤去に関する日程調整等の連絡（NTT データ関西より連絡があります）
- ③回線及び端末撤去工事
- ④撤去

<回線及び端末機の移設について>

- ・端末設置後、医療機関の移転等により回線及び端末機の移設が必要となる場合は、速やかに大阪府健康医療部保健医療室 医療・感染症対策課 救急・災害医療グループに連絡してください。

大阪府健康医療部保健医療室 医療・感染症対策課
救急・災害医療グループ
電 話 06-6944-9168
FAX 06-6944-6691

救急告示医療機関の認定に関する関係法令

医療法（抜粋）

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の实情に依りて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（略）

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（二に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

救急病院等を定める省令（抜粋）

第一条 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出のあつたもののうち、都道府県知事が、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画の内容（以下「医療計画の内容」という。）、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもの（以下「救急病院」又は「救急診療所」という。）とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると診断された傷病者及び直ちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。

一 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。

二 エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

三 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。

四 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

2 前項の認定は、当該認定の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

（告示）

第二条 都道府県知事は、前条第一項の申出のあつた病院又は診療所であつて、同項各号に該当し、かつ、医療計画の内容、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したものについて、救急病院又は救急診療所である旨、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限を告示するものとする。

救急病院等を定める省令の一部を改正する省令の施行について（抜粋）

【昭和62年1月14日 健政発11号（平成10年6月1日健政発第690号改正）】

（省令第一条第一号から第四号は、現行の省令第一条第一項第一号から第四号）

1 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号、以下「省令」という。）第一条の申出は、救急業務に協力する旨及び同条各号に該当することを明らかにした書面に当該病院又は診療所に関する必要な事項を記載した書類を添付して行うものとするが、当該申出は、当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長を経由して行うこと。

保健所長は、申出があった場合、消防機関、医師会等の意見を聴いて、都道府県知事に進達すること。

2 省令第一条の各号に該当することを認めるための審査に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 省令第一条第一号は、救急医療を要する傷病者に対して迅速に適切な医療を行いうるよう、救急病院及び救急診療所における医師に関して規定したものであること。救急医療について相当の知識及び経験を有する医師とは、救急蘇生法、呼吸循環管理、意識障害の鑑別、緊急手術要否の判断、緊急検査データの評価、救急医薬品の使用等についての相当の知識及び経験を有する医師をいうものであること。また、常時診療に従事するとは、医師が病院又は診療所において常時待機の状態にあることを原則とするが、搬入された傷病者の診療を速やかに行いうるよう、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることもこれに含まれるものであること。

(2) 第一条第二号は、救急患者の多様な傷病に即応して、適切な診療が行われるよう救急病院及び救急診療所の施設設備について規定したものであること。エックス線装置とは、透視及び直接撮影の用に供しうる装置とし、輸血及び輸液のための設備とは、輸血のための血液検査に必要な機械器具を含むものとする。その他前号の医療を行うために必要な施設及び設備とは、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器等であること。なお、外科等を標榜する病院については、医療法上手術室が必要であること。

(3) 省令第一条第三号は、救急隊によって搬送される傷病者を迅速かつ円滑に救急病院又は救急診療所に搬入しうるよう、その所在地の状況、建物の構造等について定めたものであること。傷病者の搬送に容易な場所に所在するとは、救急車が通行可能な道路に面している等救急車による搬送が容易な場所に所在することであり、また、傷病者の搬入に適した構造設備とは、病院又は診療所内において傷病者を担架等により容易に運ぶことのできる構造設備を意味するものであること。

(4) 省令第一条第四号は、救急隊によって搬入された傷病者等が優先的に収容されうるよう、救急病院又は救急診療所の収容能力について規定したものであること。専用病床とはいわゆる救急病室の病床等、専ら救急患者のために使用される病床であり、優先的に使用される病床を有するとは、専用病床は有していないが、救急患者のために一定数の病床が確保されている状態を意味するものであること。この規定は、通常、救急隊により搬入された傷病者を実際に収容しうることを期待する趣旨であるから、たまたま直ちに収容して診療する必要がある他の患者がいるため、救急隊の搬入した傷病者を収容しえない場合があっても、同号の規定に該当するものと考えられること。なお、このような場合においては、あらかじめ、救急医療情報センター又は消防機関に傷病者を収容し得ない状態にある旨を連絡するよう指導すること。

3 省令第一条本文の都道府県知事が勘案する事項は次の内容であり、これらの事項を勘案し認定すること。

(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第1項に規定する医療計画の内容とは、休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項について、医療計画に記載されたものであること。また、この事項として、救急隊による傷病者の搬送先とする医療機関名が記載されている場合は、記載があった病院又は診療所を認定すること。

(2) 当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等とは、当該地域の救急隊による搬送件数、夜間・休日における診療件数の実績、当該地域の救急病院・救急診療所の状況等のことであること。

大阪府からのお知らせ

大阪府では、「救急車を呼ぶほどではないが病院で診てもらいたい」ときや「医療機関や診療所の場所等を知りたい」ときに、電話でのオペレーターによる案内を行う「大阪府救急医療情報センター」や、ホームページでの医療機関案内を実施しています。

大阪府救急医療情報センター（24時間・365日） 06-6693-1199

電話のかけ間違いが増えていますので、情報センターへお電話をおかけの際や府民のみなさまへ情報センターをご案内される際はご留意いただきますようお願いいたします。

大阪府ホームページ（医療機関を探す） <https://www.mfis.pref.osaka.jp/>

厚生労働省の「医療情報ネット（ナビイ）」でも医療機関を検索できます。
<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=27>

また、救急に関する下記の相談先につきましても、府民のみなさまへの周知についてご協力を賜りますようお願いいたします。

- ・子どもが急な発熱。どうしよう？  看護師が対応、助言します。

小児救急電話相談（19時～翌朝8時・365日） #8000
または 06-6765-3650

- ・救急車を呼ぶかどうか迷っている  相談員・看護師が医師の助言のもと対応します。

救急安心センターおおさか（24時間・365日） #7119
または 06-6582-7119

大阪府としましては、引き続き救急医療体制の充実に努めてまいりますので、医療機関のみなさま方におかれましては、格別のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。